

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年10月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信	欠席	2番	高木 正己	欠席
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次 長	石黒 貴之
統括主査	宮田 隆志	書 記	渋谷 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、8名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

9番	伊藤 讓	3番	小澤 正明
----	------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第46号議案から第50号議案を上程します。

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第46号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

譲り受け人は[]し、水稻と畑を耕作しています。譲渡人は高齢につき営農規模の縮小を考えていたところ営農規模を拡大する意向がある申請者と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

【議案説明】

譲り受け人は[]し、水稻と畑を耕作しています。譲渡人は相続により農地を取得しましたが営農を続けることが困難なため、譲渡を考えていたところ、申請地に接する農地の耕作者である申請者と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。こちらの案件は、権利取得後の経営面積が2,000㎡未満の申請となりますが、議案書に同封いたしました、補足説明にあるとおり、農地の位置、面積、形状からみて、隣接農地と一体的に利用しなければ利用することができない場合は、下限面積未満であっても許可できるに該当するため、農地法3条における下限面積要件は満たしていると考えます。

【議案説明】

譲り受け人は[]し、水稻と畑を耕作しています。譲渡人は高齢につき営農規模の縮小を考えていたところ営農規模を拡大する意向がある申請者と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

【議案説明】

譲り受け人は羽黒地区に居住し、水稻と畑を耕作しています。

譲渡人は高齢につき営農規模の縮小を考えていたところ営農規模を拡大する意向がある申請者と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

続いて議案書4ページをご覧ください。第47号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

農振除外の案件です。申請者は現在 [REDACTED]、同一敷地内に3世帯が同居しております。家族4人で住むには現在の住居では手狭であり、将来的な子供の成長に伴い生活上の不便性が高くなることを考慮し、自己用住宅の建築を決断しました。申請地は祖母より申請者と申請者の弟が相続した共有名義の農地で、共有地のため遺産分割を行い申請地である71番1へ住宅を建築し、残地は弟が所有し、農地として利用していく予定です。汚水は合併浄化槽で処理したのち、雨水と共に沈殿槽を通して用排水路へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面②番、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書6ページをご覧ください。第48号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

申請者は現在、 [REDACTED] おります。申請地南側の道路は幅員が狭く、車での乗り入れが困難であったため、北側へ駐車場の建設を検討し、申請地北側の隣接地の所有者へ相談したところ譲渡の話がまとまったため本申請となりました。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑬番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑳番、許可をすることがで

きるに該当します。

【議案説明】

申請者は現在 [REDACTED] で居住しております。将来的な子供の成長を考えると現住居では手狭となるため、住宅の建築を検討していたところ、父より所有地への住宅建築の承諾をもらい、実家から近く住環境も良好であることから本申請となりました。

汚水、雑排水は合併浄化槽で処理したのち、雨水と共に東側の水路へ放流します。水路は東に位置する成沢川と合流し、申請地の南側での取水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー(ア)ーbー(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で第2種に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

【議案説明】

申請者は平成31年創業の建物の解体工事及び産業廃棄物の運搬を主として営む法人です。事業拡大にあたり、重機等の駐車車両が増加し、現在の駐車場では駐車スペースが不足し、通勤車両と重機等を入れ替えながら駐車している現状です。現在の事業規模から従業員の増員とそれに伴う重機等の増車を予定しており、事業拡大に向け駐車場の確保が急務となり本申請となりました。申請地の西側は法面となっており、西側、東側の水路へ土砂や雨水の流出を防ぐため、南東角にかけて勾配を設け集水し、敷地内で自然浸透とします。また、道路管理者に、駐車する大型車両が通行可能であることを確認しています。愛知用水土地改良区へは、本申請について説明、了承済みです。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑦番エー(ア)ーbー(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地で第2種に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書の9ページをご覧ください。第49号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の案件は、3件で農地中間管理機構への利用権設定です。1番と2番が犬山地区、3番が池野地区の案件となります。

続いて議案書の11ページをご覧ください。第50号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第49号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

12ページ、13ページが[REDACTED]、14ページが[REDACTED]への配分計画案です。

議長

ただいま事務局から、第46号議案から第50号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見はありませんか。

澤野委員

6番澤野です。8ページをお願いします。

この案件につきましては、以前に事務局にも相談し、現場を確認いただいておりますと思うんですけども、私どもも産業廃棄物の不法投棄というような形で、事務局に相談させていただいたんですけども、相談させていただいてから、この書類が出るまでの経緯をちょっとご説明いただけますか。

議長

ただいまの澤野委員からのご質問について、事務局よろしいでしょうか。

事務局

澤野委員からの質問についてお答えさせていただきます。

相談を事務局にいただいてから、まず、産業廃棄物ということで市の環境課にまず相談をしまして、産業廃棄物の関係の業務というのは県の廃棄物対策課というところがあるんですが、そこが管轄する業務になります。県の担当の方と、一度話をする場を、市の環境課、産業課を交えて行いました。

県の廃棄物対策課としては、いろいろと県内、廃棄物でそういう違反状況のものがあるそうですが、現場を見た際に、比較的綺麗な状況になっている状態で確認をいただきましたので、県としてはまだ指導というほどの対象にはならないようなお話を当時、

いったものを駐車するスペースで、今まで過去、その場所、この
[REDACTED]の前にも、違反で産業廃棄物などが積まれていた事態
がありましたが、そのような形にはならないように、しっかりと
管理をして駐車場として使うということで行政書士の方からは、
聞き取りしながら今回、申請に至ってる経緯はございます。

澤野委員 私としては、要するに既成事実だけ作って後処理は、というよ
うなふうにはしか思えないんですけど。

もう一つこの書類の中で、当然、駐車場とされるというような
形で、隣接地が出てくるもので、隣接地の方の承諾っていうよう
な形で、書類を見させていただくと、ただ単に、農地転用につい
て説明をした。所有者は高齢のために、要するに承諾を取得する
のは困難かなというような表現なんですけど。

これで書類として受け付けられますか。承諾書として。隣地承
諾書の理由で。

議長 事務局いいですか。

事務局 回答させていただきます。今、農地転用の方で、隣地承諾、農
業委員会の事務局としては、お願いはさせていただいているん
ですけど、今、法的には判例等も出ておりまして、隣地承諾がな
くても、農地法の許可としては認められるというところで。

県の方も、許可権者ですが、隣地承諾が取れなかった場合は、
その取れなかった理由を、理由書として付けていただいて、申請
の審査をすることになります。

昔は、そういったのが絶対ついてないと駄目だ、というような
指導をやっていた時代もありますが、現在は、運用としては必須
ではないと。

事務局としては、当然、隣接地とはスムーズに、こういういろ
んな事業をやられるにあたって、スムーズに相隣関係を築いてい
ただきたいものですから、事業の説明をして、隣地の方に承諾を
もらってきてくださいということで、説明をしておりますが、法
的には強制ができないものという扱いになっておりますので、ご
承知のほどお願いいたします。

澤野委員 いや、私が承知するわけじゃないです。隣地の方も承知される

のかなという。

事務局長 補足ですが、一応、隣地の方にはきちっと説明にも行っている
ということ聞いております。

行った上で、印鑑を取れない場合は、中に経過等、理由を書けば、書類上は満たしているということで我々の方は受け付けております。

それともう1点補足ですけれど、ここの土地ですが、過去から無断転用があった部分で、今回、この■■■■■の前に、違う業者がずっといろんなものを置いてて、その業者がもう手を引いて、本来だったらここの場所に、いろんな物が残っちゃう状態のところを、今回ここの地権者の方が中心になって、このまま置かれても困るよと。

業者が例えばいなくなっちゃうと、それを全部地権者の方で処理もしなきゃいけないよという部分で、その他の地権者にも呼びかけていただいて。

やはり皆さん自分の土地なんですけど、ここは管理がとてできないところだよ、というところで、この■■■■■が、きちっとした形に、是正じゃないですけど、本来もともと無断転用をやったのは■■■■■ではない会社なので。ただ、今回■■■■■がここを買いたいよと。こうしたことに使いたいということで、地権者とまとまりました。

地権者も最初は1名、■■■■■だけだったんですけど、周辺にも声も掛けていただいて、そこで業者を入れて、きちっとした形に是正をしていくということでまとまったので、その部分でちょっと時間がかかっております。

そうした経緯がありまして、今回、この書類が出てきた状況でございます。以上です。

議長 いいですか。

澤野委員 それからですね。ちょっとまだ2、3聞きたいもんで、すいません。

この利用計画図、書いてきてますが、隣接地に対する境界確認、道路管理者、水路管理者、隣接者については今、説明があったよ

うな形なんですけども、そういった、行政との境界確認はどのように進んでおりますか。

事務局 市の土木管理課の方に確認しましたところ、境界確定の申請が出ておりまして、その関係で先日、境界の立ち会いをされたということで確認しております。

その時に、大型の車がちゃんと通れることも、現場で通行してみ、確認を立ち会ってされたということで、話を聞いております。

境界確定なので、当然隣地の方と、隣地するところとの立ち会いは実施して、最終的に、確定測量の方がされるということで、聞いております。

澤野委員 それとですね、地番的には71番と72番の間の水路ですけど、これはどういう構造ですか。

議長 事務局いいですか。

澤野委員 ついでにですけども、東側の道路、出入り口があるところですけど、当然、市の承認工事が伴ってくると思うんですけど、出入り口のところは構造物があるんですけども、その上下、上と下段ですけど、これは素掘りですか。市が承認工事で素掘りを認めますか、これ。

議長 事務局いいですか。

事務局 説明させていただきます。まず、地番としては88番になりますが、犬山市の用悪水路についてですが、U字溝が入る内容になっておりまして、それがL字、ずっと88番が出入口の前まできているんですかね。

澤野委員 これ断面図を見ると、出入り口のところはU字溝設置というような形になっているんですけど、前後についてはU字溝という構造物に見ているんですか、これ。私、素掘りかなというふうにしが見えなかったんですけど。

それとついでですけど、要するにこれ図面上では、大雨のときは、申請地南東隅へ集水し、自然浸透となっておりますけど、こういうことってありえないと思うんですけど。

それと、その水路を造ることはいいですけど、その末流という

のはどこですか。自然放流ですか。道路側に水路を造ることはいいんですけど。

議長 はい事務局いいですか。

事務局 すみません、北側の水路について、構造はちょっと正確なところについては確認できてない部分があります。

ただそこについては、コンクリートブロックを計画地側は3段積む計画で、そちらの水路の方に直接、申請地の中から、雨水や土砂が流れ出ない形になるということで計画を確認しております。

出入り口側につきましては、こちら土木管理課の方に占用ということで、U字溝ですね、乗り入れになるところに新設のU字溝敷設するというので確認しております。

乗り入れ部分以外のところは、コンクリートブロックを積んで、水路側の方に、雨水等が出ない形になります。雨水については、通常の雨であればここは採石敷きで整備するものですから、地下浸透。大雨の時も、水路側に直接、計画地の方から、雨水は出ないように、南側の方に、南東側の方にたまるような傾斜をしまして、そこで水たまりになるんですが、水たまりになりながら、浸透するのを待つという形で、雨水の処理方法については聞き取りをしております。

澤野委員 いやいや違う。コンクリートブロックというのは自分の方の敷地内に、水だとか土砂が流出しないために設けるものであって、私は水路の構造物はどういうふうですかって聞いてるんですけど。

自分のとこの敷地をコンクリートブロックで囲うのは当然のことだと思ってるんですけど。水路の構造物はどういうふうですかという。

議長 事務局いいですか。

澤野委員 すいません時間取らせます。

事務局 水路の構造物の確認ですが、土木管理課の方に、構造の状況について今、確認を取って参りますので、こちらの質問につきましては、後程、回答させていただくということでお願いをいたします。

す。

議長 澤野委員いいですか。他にあるでしょうか。

澤野委員 南東角へ集水して自然浸透と図面上なってるんですけど、こんなこと現地を見られてるものでわかると思うんですけども、可能ですかこれ。

このような水を集めるような形に、現場をこういうふうにもたまたま作り変えてくれるなら可としますが、この今の状態の中で、外周だとか、乗り入れ口を造るうんぬんだけで、現地そのままだったら、水は反対に、図面上でいうと左の方、斜面側の方にしか流れませんよこれ。76番の方へ全部流れて行っちゃいます。

だから76番のところ自身も、75番と76番の地番の境も、水が流出しないような方法をとってもらえないと、76番の所有者の方は困ると思うんです。

だからこの76番の方に、ただ説明しただけで、承諾云々としてないのにこの書類をOKとして受理されますかこれ。

議長 いいですか。

事務局長 澤野委員の質問にお答えします。先ほどの雨の状況ですけれど、通常の雨であれば、ここは両方ともコンクリートブロックで囲うので、浸透は可能だと思います。

ただ、大雨のときには、例えば本当に、大きい雨の時には当然、この場所だけじゃなくて、どういう場合でも、大雨のときは多分、許容量を超えれば、それは対応できないとは思っております。

それから、76番との境ですけれど、こちらの方もコンクリートブロックを積みますので、直接雨が降った時にそこを流れるってことはないです。

事務局 法面の方につきましては、今現場竹林になっているんですけど、手前を土で駐車する場所よりも盛って、少し土盛りをして、そっちの方へ水が行かないような形にするということで、聞いております。

当然この計画に沿って整地をして、採石敷きで整備をするということで聞いておりますので、現場の方については、この申請に合わせた整備がされるというところで、行政書士の方には確認を

しております。

議長

一つお尋ねしていいですか。そうしますと澤野委員がおっしゃったように、法面は竹林がありますよね。

他のところはアスファルトで自然浸透になっていますが、このアスファルトというのは、透水性かなんかのアスファルトを使ってやるのか、それとも普通のアスファルトを使ってやっちゃうと、今おっしゃったように、大雨が降ると、どうしてもそちらの方へ流れる可能性があるのかなと。

事務局長

こちらの方は、敷地はアスファルト舗装はしません。この図面を見ると碎石敷きです。

先ほどの西側の方なんですけれど、ここG L見ていただくと、ここがちょっと高くなっております。先ほどの勾配で全部こちらの南の方に寄せるといふふうになっているので、通常の雨ですと、これはこちらののれの方に行くのではなくて、南の方へ流れる状況だと考えております。

澤野委員

口でそういうふうに言われるんですけど、現地見て来てくださいよだったら。現地見て話してください。

そんな口頭だけで、机上だけで、現場はこうですなんて言われたって。現場を見て話してください。

事務局長

当然こちらの方は、我々事務局も全く見てないっていうじゃなくて、当然現場を見ての話をしておりますので、現場を見た上でこの図面を見て、この計画図で我々はOKだということで受け取ってこちらにかけております。全く行ってないってことはないです。

議長

はい。どうぞ。

澤野委員

口ではなんとでも言えると思うんですよ。これの申請書の写真も見てください。なにがこれ、水が南東側に流れるんですか。

事務局

業者には、今回の申請で雨水の処理について、事務局から敷地外へ出ないように対策はしてくださいね、と話をしております。

現場は今、勾配がこういう計画の通りの勾配になってないのは、現場を見てますので承知はしております。

それを今回申請後、業者は乗り入れの工事ですとか、現場のブ

ロックの工事ですとか、工事をするを予定されているので、その中で、現場を、勾配の方を新たにこういう形で整地をし直す、ということで聞いております。

事務局長　　こちらの方の図面ですけれど、これあくまで許可後に、こうしたふうにするよという計画ですので、現状とこの図面は、明らかに違っていると思います。以上です。

議長　　そうすると今なんか聞きに行ってみえるやつは、ただ今、調べに行っておりますので、その件について、回答は事務局の方からされる予定でございます。

そのほかに、ご質問ご意見ないでしょうか。

議長　　それではないようでございますのでここで地区審議をお願いしたいと思います。

地区審議として15分間ほどお願いしたいと思いますので、3時5分から再開をいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

午後2時50分　地区審議

午後3時05分　開議

議長　　それでは総会を再開させていただきたいと思います。

先ほど、澤野委員のご質問につきまして、事務局の方が現地等について、調査をしてきたようでございますので、まずはもって審議結果の発表前に、事務局から調査の結果を発表させていただきます。その後、審議結果をお聞きしたいと思います。それでは事務局よろしくお願ひします。

事務局　　地図資料の利用計画図をお開きください。こちら、道路側のところの、今回出入口を設けるところですが、新設する部分以外にも、土で埋もれてわかりにくい状況になっているんですが、30cmのU字溝が入っているということで、市の土木管理課に確認をしております。なので、計画地の南側については道路側溝、コンクリートの側溝がございます。

北側につきましては、事務局の方も現地を見に行った時、藪になっておりまして、詳しい状況の方は確認できておりません。

それについては、今回農地転用の計画に当たりまして、市の水路の方に影響がないように、事業者には、計画して事業の方を行って行くよう、再度話をさせていただきます。

議長

今、事務局からご説明がございましたけれども、おわかりいただいたでしょうか。

一つ私から質問をさせていただきたいと思うんですが、この中に始末書の添付があるというふうに書いてありますよね。

この始末書の添付というのは、今の澤野委員からの質問と関係ない事項ですか。

事務局

始末書の添付につきましては、地主3名については昔、大体20年ぐらい前になるそうですけど、それぐらいから農地法の許可を得ずに、資材置場等で、貸していた実態があるものですから始末書がついております。

■■■■■、今回申請の事業者ですが、不動産屋でこちらの物件の紹介をいただいた時に、農地法の許可がされていない土地だという話はわからなかったものですから、最初、今年の1月、2月ぐらい少しだけ使ってた時期があるんですけど、その関係で始末書をつけております。

今回、地主が話をまとめていただいたんですが、業者は農地法の許可を得るまでは、現場の方に入らないようにします、ということで、一旦使用も中止されて、現場は今、更地の状況になっておるということで、事務局は確認させていただいております。ちゃんと申請前は使用停止もされております。

議長

はいありがとうございます。わかりました。

今この始末書については、譲渡人の方が以前、農地法を十分に熟知せずに転用しちゃったよということで、その顛末、始末書でございますので、今回のこととはちょっと関係なかったかなということでございます。その他に今の件はこれでよかったですでしょうか。澤野委員よろしいですか。

それでは、澤野委員からご了承いただきましたので、始めたい

と思います。なお、本日、犬山地区の農業委員の方2名お見えになりますが、2名とも欠席でございます。

犬山地区の地区審議の結果については、犬山地区の農業委員に代わりまして、中立委員の小澤委員にお願いをいたしたいと思っております。

第46号議案、農地法第3条の規定による、許可申請書許可決定について、意見の決定を求めます。1番について、犬山地区お願いいたします。

小澤委員 3番、小澤です。1番について地区で協議をした結果、許可相当とします。以上です。

議長 はいありがとうございます。それでは2番、城東地区お願いいたします。

小澤委員 番号2ですが地区審議の結果、許可とします。以上です。

議長 ありがとうございます。そうしましたら、3番と4番につきまして、羽黒地区お願いいたします。

吉野委員 8番吉野です。整理番号3番、4番につきましては、地区審議の結果、可とさせていただきます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました。ここで全委員さんにお諮りします。

第46号議案、別紙申請事項について許可の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第47号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について楽田地区お願いします。

伊藤委員 入鹿用水の土地改良意見書、これを確実に守っていただけるのであれば許可とします。以上です。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第47号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして、第48号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番と2番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。1番、2番について地区審議の結果、許可相当とします。

議長 3番について池野地区お願いします。

澤野委員 6番澤野です。どうもすいません時間取らせまして、ありがとうございました。地区審議の結果、一つ条件をつけて、可としたいと思いますので、その条件の付記をお願いしたいと思います。

大雨の時は申請地南東角に集水し、自然浸透するというように利用計画図に明記されておりますけども、勾配を逆に、東から西へ、75、76番のところで、コンクリートブロック2段積されますので、そこで勾配をとっていただいて、76番に影響をしないような形で、西側の水路の方へ、敷地内で水路を設けていただいて、川の方へ誘導していただけるような条件を付けたいと思います。ということで可としたいと思います。

議長 そうしますと今のお話だと条件付きということによろしいですか。

澤野委員 要するに条件というか、敷地内で処理なんですけど、勾配を西側の方へとってほしい。75と76の境はコンクリートブロックをやられるから、自分の敷地内で素掘りでもいいから、水路を導いていただいてこちらの川へ。強いて言うならここで枡を設けて。条件と言ったらいかんけど、そういうような形でもってけれんかな。

議長 今の澤野委員からの地区審議の結果でございますが、意見としてお伺いいたしまして、申請者にその旨伝え、履行するように伝

えるということで、ご了解を得られないかなと思いますがいかがですか。

澤野委員 伝えるだけですか。

議長 事務局お願いします。

事務局 農業委員会の意見として、それを付記させていただきます。行政書士を通じてそういう意見が総会の中でございましたということで、できるだけ尊重していただいて、対応いただくようには話をさせていただきますが、確実にそれをやらないと許可できないというところまでは、関係者、土木管理課ですとか、当然、事業者、あと農地法は県の方が少し絡みますけど、それを満たさないというところまでは実際は難しいところがあるのかなというところです。

ただ、事務局としては、今回、地区の審議でいただいた意見、この後、全体の意見ということでお諮りいただいて、それを事業者の方には、何とか対応してもらおうようにお話しますが、それを、強制まではできないというところでご了解をお願いいたします。

議長 今の話を要約すると、許可条件とするのはちょっと難しいかなというようなことでいいですか。

事務局長 こちらの方は今説明があったように、農業委員会の意見として、県の方に進達する際も付けますし、業者の方にも伝えるんですけど、最終的な許可権者というのは県になりますので、県がそれをもってどう判断するかということになりますので、我々としては、意見を付記して進達をするよということになります。以上です。

議長 澤野委員どうぞ。

澤野委員 こちらの地区審議の結果を踏まえてですね、事業者の方の企業努力で、敷地内で処理できれば一番言うことないですけど、そういったような形で、努力するように力強く申し出てください。以上です。

議長 事務局どうですか。

事務局長 それでは先ほどのご質問にお答えをします。

一応事務局の方としては、敷地内で処理するっていうことを前

提に、業者の方に話はします。

隣接の農地に影響が出ないように、敷地内で処理をしてくださいという話をします。ですので、こちらの図面でいくと右端の方に持っていったるんですけど、先ほどの澤野さんの話だと、左端の方という話があったもんですから、そのあたりが最終的に水路落ちるといふ部分と、道路側溝に落ちるといふ部分があり、当初から指導していた部分もあるので、あくまでも、隣接農地に影響が出ないように、敷地内で処理をするようにしてくださいといふふうな指導をしますのでよろしくお願いいたします。

議長

澤野委員ご理解いただけましたでしょうか。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第48号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第49号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番と2番について羽黒地区お願いします。

吉野委員

8番、吉野です。整理番号1番、2番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長

3番について池野地区お願いします。

澤野委員

6番澤野です。地区審議の結果、可とします。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第49号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

- 議長 それでは、本議案について可と決定しました。
- 続いて第50号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。
- 1番と2番について、羽黒地区お願いします。
- 吉野委員 8番、吉野です。整理番号1番、2番につきましては、地区審議の結果、可といたします。
- 議長 3番について池野地区お願いします。
- 澤野委員 6番澤野です。地区審議の結果、可とします。
- 議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
- 第50号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

- 議長 それでは、本議案について可と決定しました。
- 続いて報告事項について事務局より報告してください。
- 事務局 報告事項についてご説明します。
- 議案書の15ページをご覧ください。報告第16号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は3件です。
- 議案書の17ページをご覧ください。報告第17号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は6件です。
- 議長 報告について、ご質問などありましたらお話ください。
- 伊藤委員どうぞ。
- 伊藤委員 この16号の2番なんですけど、これすでにもう埋め立てされて、ブロックで区画割りされて家が建つばかりなっとなっただけで、今頃、農地転用ちょっとおかしくね。
- 個人が真面目に農地転用から申請出して、やってるのにさ、何

でこういう業者が勝手に埋め立てやって、家建つばっかりなってるんだけど、そっから申請が出てくるっていうのは、ちょっとおかしくね。

議長 16ページの2番でございます。

この件についてご質問ございましたが、事務局の方よろしいでしょうか。

事務局 今回の伊藤委員の質問に回答させていただきます。

こちらの案件につきましては市街化区域ですので、市街化区域の農地につきましては、許可申請ではなくて届出ということで、農業委員会で届け出をしていただくんですけど、右側のところに受理年月日ということで、令和3年9月16日ということで、農業委員会の方には事後で報告させていただいてるものですが、9月16日に、事務局の方で準備をさせていただいておりますので、業者としてはそのタイミングで、ちゃんと手続きの方をしていただいと。

1ヶ月経っている形にはなるんですけど、今回10月の総会で案件報告をさせていただいたということで、多分現場は今、伊藤委員がおっしゃる通り、分譲住宅ということで、分譲の準備がされて、のぼりとかも立っているような状況かとは思いますが、そういうことで、事後の報告ということでよろしくお願ひします。

議長 伊藤委員よろしいですか。

伊藤委員 農地転用後でもいいってことか。そこら辺が個人の住宅は、都市計画だとか、農地転用だとかやってから埋め立てやってるじゃん。やっぱり、申請したら埋め立てていいのかっていう、そこら辺はどうなの。

事務局 説明を再度ちょっとさせていただきたいんですが、市街化区域の届出も当然工事をする前に、業者にはちゃんと施工する前に、届出してくださいよということで、指導はしておりますので、事後の提出にならないようにということで、指導はしております。

伊藤委員 市街化区域だというのはわかるんだけどさ。我々も細かいことまでわかんねえからさ。

ほんでこういう説明する時に一言そういう説明をつけてもら

うとわかりやすいわな。以前にそういう申請が出とったよとか。もう1年も前の話だからさ。

そこら辺の説明を言って、出してもらうとわかりやすいね。知らん人が見るとなんだよという話や。だからそこら辺の細かいことをきちっとやっぱり前もってね。説明が欲しいな。

議長

事務局の方からお答えいいですか。

事務局

改めてちょっと説明させていただくんですが、農地法第4条と第5条、市街化区域につきましては届出ということで、毎月総会の最後に報告させていただいておりますが、こちらの方は随時、窓口で受付している手続きになりますので、農業委員会の総会への報告は、毎月事後のものを、こういう届出がありましたよということで報告をさせていただいております。

市街化区域はそういった事後の報告になっているということで、ご理解お願いいたします。

議長

伊藤委員よろしいですか。

それでは、他のご質問だとか、何かございませんでしょうか。そうしましたら他にないようでございますので、報告は終了をいたしました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。